





第5章

景観形成の推進体制

市民・事業者・行政の役割

景観は、市民・事業者・行政の各々の日常の取り組み、事業活動等によって形成されるもの であり、これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の協力が不可欠

そのため、市民・事業者・行政は、次のような役割に努めることとします。

○市 民:良好な景観に関する理解を深め、景観を市民共有の財産として認識し、景観形成の 活動に積極的に参画、協力するほか、暮らしの中の景観づくりを進めていきます。

○事業者:事業活動の全般を通じて,景観形成のために必要な措置を講じ,市の景観形成に関 する施策に協力するよう努めます。

○行 政:市全域における総合的な景観形成の推進役として,推進施策・体制の確立,良好な 景観形成の誘導、市民・事業者に対する啓発や支援、景観形成事業の推進など、先 導的な役割を担います。

- 市 民 ●良好な景観に関する理解の深化 ●良好な景観に関する理解の深化
 - ●景観を市民共有の財産として認識
 - ●景観形成の活動に積極的に 参画・協力
 - ●暮らしの中の景観づくりの推進

行 政

- ●総合的な景観形成の推進役
- ●推進施策・体制の確立
- ●良好な景観形成の誘導
- ●市民・事業者に対する 啓発・支援
 - ●景観形成事業の推進

事業者

- ●事業活動の全般を通じ て、景観形成のために必 要な措置を講じる
- ●市の景観形成に関する施 策への協力

2. 市民・事業者による景観づくりの取り組み・支援

本市の素晴らしい景観は、市民・事業者の日常の取り組みの積み重ねにより維持・保全されてきました。良好な景観は、自然と寄り添った地域それぞれの営みや生業などが下地となり形成されます。こうした自然環境やにぎわい景観、暮らし景観を維持・保全していくためには、植栽活動や市民清掃などの市民活動を継続的に実施していくことが大切です。

以上のことより,市民・事業者による,地区特性に応じた景観づくりの取り組みを効果的に 支援するため,以下の取り組みを推進します。

(1) 景観の広報・啓発

① 景観づくりに関する各種情報発信

景観づくりに役立つ情報などについて収集し、市民等に対して提供・公開します。

- ▶ ホームページや広報を通して景観計画の周知・情報提供、ワークショップなどによる地域 住民の意見交換や意識醸成の場を提供します。
- ▶ 大崎耕土フィールドミュージアムマップを活用します。
- ▶ 景観ガイドラインの作成を検討します。



図 大崎耕土フィールドミュージアムマップ (出典:大崎地域世界農業遺産推進協議会 HP)

② 身近な美化清掃への啓発・支援

生活の身近にある道路や河川などの美化清掃などへの参加を啓発・支援します。



図 鳴瀬川「ラブリバー大作戦」 (三本木地域)



図 コスモスロードの植栽 (松山地域)



③ 景観教育・景観学習の推進

景観セミナー等の勉強会や話し合いの継続的な実施により、身近な景観に対する意識の向上 を図るとともに、景観まちづくりに主体的に関わる人材の育成に取り組んでいきます。



図 住民懇談会の様子

世界農業遺産保全計画と連携し、本市の重要な景観資源である大崎耕土について副読本を活用した景観教育・景観学習を推進します。

▶ 大崎耕土に関する副読本の活用



図 世界農業遺産「大崎耕土」副読本 (出典:大崎地域世界農業遺産推進協議会 IP)

(2) 景観づくりの活動・支援

① 景観づくりの活動促進

本市特有の営み、生業の景観や景観の向上に貢献した市民・事業者の取り組みを表彰することにより、景観づくりの活動促進を図ります。

また、市民の景観への意識を醸成し、本市の魅力ある景観を保全するため、「大崎市景観 100選」の選定及び指定制度を検討します。



図 都市景観の日※

(出典:国土交通省「美しい国づくりのための取り組み事例」) ※10月4日を都市景観の日と定め、都市景観大賞の表彰を行うとと もにパネルディスカッション等の中央行事を実施し、景観に関す る啓発活動を推進。同時期に全国で100超の関連行事を実施

② 協定づくり支援(景観協定, その他協定制度)

地域住民の主体的な景観づくりを推進するため、地域の実情に応じた景観協定、その他協定 制度の策定を支援します。



図 戸田市都市景観条例※(埼玉県戸田市)

(出典:国土交通省「美しい国づくりのための取り組み事例」) ※3 軒以上隣接する住民が景観形成のための協定を締結している場合に、その費用を助成

③ 補助金制度等による支援

本市の一部地域では大崎市景観形成補助金制度など、景観に関する補助金制度等があります。 良好な景観形成への積極的な取り組みや活動に対して補助金制度等による支援を検討します。

(3) 景観資源の保全・活用

① 景観重要建造物・樹木などの指定・保全体制の確立

本市内にある景観上重要な建造物又は樹木については、景観重要建造物・樹木などに指定し、 関係各課と連携し、保全体制を確立します。

▶ 景観重要樹木の保全活動、伝統的な保全管理手法の実施







3. 景観審議会の役割と景観計画の進行管理

(1) 景観審議会の運用

本市の景観づくりに関する以下の事項について、さまざまな視点から検討を行う第三者機関として、景観審議会を設置します。

- ・景観計画の内容・項目の変更・廃止、景観計画の市民提案
- 景観形成重点地区の指定
- ・届出の勧告・変更命令
- ・国の機関又は地方公共団体との協議
- ・景観重要建造物・樹木の指定・変更・廃止
- ・景観地区における認定行為に関する事項
- ・その他良好な景観づくりに関する重要事項

(2) 景観計画の見直し・充実

景観計画は、景観づくりの進捗状況に応じて適宜見直し、充実させる必要があります。そのため届出制度の運用状況の評価、地域における景観づくりの進捗状況を踏まえ、「PDCAサイクル」による評価を実施し、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。

また、住民発議による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の景観づくりの活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観づくりへとつなげていくよう努めます。

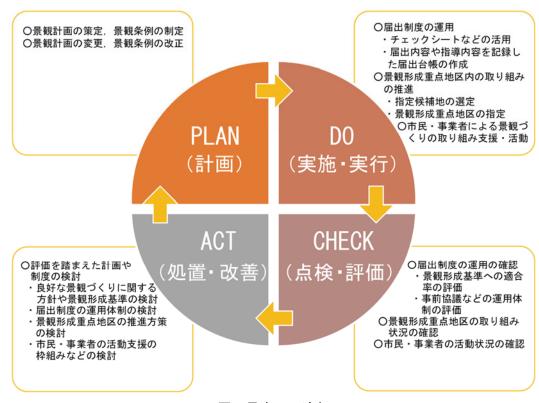


図 見直しの流れ

大崎市景観計画

策定 令和3年3月

発行 令和3年4月

企画・発行 大崎市建設部都市計画課

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229-23-8069



大崎市